

議案第 79 号

平成22年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成22年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,134,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成22年 2 月17日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
3 財産収入		28,608 冊
	5 財産運用収入	28,608
5 繰入金		192,600
	5 他会計繰入金	192,600
7 繰越金		92
	5 繰越金	92
10 市債		2,912,900
	5 市債	2,912,900
歳 入 合 計		3,134,200

歲 出

款	項	金 額
5 事業費		2,913,060 冊
	5 用地取得事業費	2,913,060
10 公債費		221,140
	5 公債費	221,140
歲 出 合 計		3,134,200

第2表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費	千円 2,912,900	普通貸借または証券発行。 事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内	銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、10年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。